

第6回学習会・抗議デモ

「なぜオウムと暮らせないか」 オウムの修行の正体とは…

私たちは、オウムがやった数々の犯罪行為に目を奪われがちであるが、オウムの「修行」こそが、究極の人格破壊・人間解体の恐るべき現場なのだ。

オウムを解体するには、オウムの「修行」と「解脱」なるものの生理的メカニズムを徹底的に追及することだ。彼らは、股を広げ「ヨーガ」と称して一体何をしているのだ。

オウムと一緒に生きていくのか。それとも、断固これを拒絶するのか。この問題が、どこよりも先鋭な形で世田谷の人々に突き付けられていて、その態度決定に、今後の日本の運命がかかっている。

オウムとはいったい何なのだ。これは一体どこから来たのか。いま、その正体を完膚なきまでに解き明かす。（山根記）

より多くの方々のご参加をお願い致します。

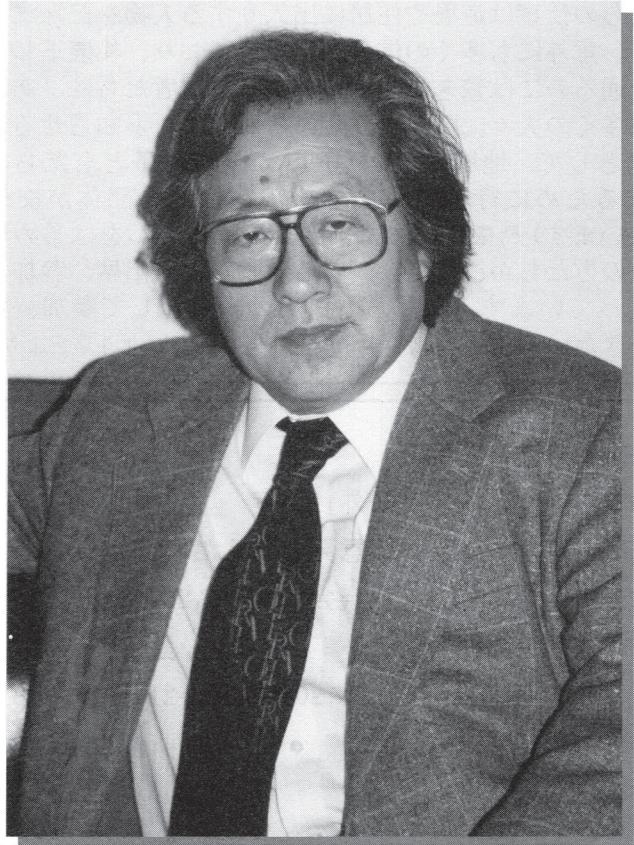
オウム対策
住民協議会
ニュース

鳥山地域オウム
真理教(現アレフ)
対策住民協議会

11月16日(土)

PM5:30 デモ行進 烏山区民センター前広場集合
PM6:30 講演会 烏山区民センターホール

講師 山根 二郎氏（弁護士）



山根二郎氏

プロフィール

山根二郎（やまねじろう）

1936年東京生まれ。1966年東京で弁護士登録。1968年金嬉老事件の主任弁護人となり、裁判の場に初めて在日朝鮮人問題を提起する。1969年日本における若者最後の反乱というべき東大安田講堂事件の主任弁護人となり、三百数十名の被告人（学生）の統一公判を要求、分割公判を強行する東京地裁と全面対決した裁判闘争を開。1988年積雪・寒冷地の住民を長年苦しめてきたスパイクタイヤによる道路粉塵公害を解決するため、長野県弁護士会公害対策委員長時に、タイヤメーカー七社を相手取って公害調停を申立て、スパイクタイヤの全面製造・販売中止の調停を成立させる。1991年資生堂・花王を相手取った民事訴訟の代理人となり、裁判等を通じて化粧品メーカーの独禁法違反問題を提起。

1996年カルト教団の宗教施設建設計画阻止のため地域住民を指導し、代理人として建設差止の調停を申立てるなどして撃退に成功。その他、ダム建設差止訴訟など弁護士として多数の社会的問題、環境・公害問題に取り組む。

1995年オウム事件を契機に執筆を開始、膨大な資料を徹底的に探索・検証し、根元的な思索と精神の激闘の末、思想を確立。

オウム観察、3年延長方針

公安調査庁 年内に請求 「危険性、今も」

団体規制法に基づくオウム真理教（アレフに改称）への観察処分が来年1月末で期限切れとなるため、公安調査庁は、観察処分を3年間更新するよう公安審査委員会に請求する方針を固めた。地下鉄、松本両サリン事件の首謀者とされ、公判中の教団元代表・松本智津夫（麻原彰晃）被告（47）をいまだ神聖視するなど、教団の危険性は変わっていないとして、「引き続き監視する必要がある」と判断。年内に06年1月までの更新を請求する見込みだ。

公安調査庁は00年1月の最初の観察処分に基き、これまで全国16都府県、延べ85カ所の教団施設を立ち入り検査した。

検査などを通じ、松本被告の教団に対する影響力が衰えていないことが実証されたといい、同法の更新要件となっている「無差別大量殺人の首謀者が団体の活動に影響力を持つ」などの規定に該当するとしている。

また、教団の中心施設がある東京都世田谷区などの自治体や住民団体からも処分を更新してほしいとの要望が18件寄せられているという点も踏まえて決断した。

公安調査庁の方針について、教団側は取材に対し、松本被告は東京拘置所において、信徒らが直接の指示・命令を受けることは不可能だと主張。「松本被告の影響力はなくなっている、再び無差別大量殺人に及ぶ危険性は皆無」と反論している。

さらに「いまも公安警察の監視下にあるので、公安調査庁による観察処分の更新は不要」とも主張している。

団体規制法は、立法段階から信教の自由の侵害などの面で憲法違反の恐れが指摘され、教団側が観察処分取り消しを求める訴訟が起こされた。

協議会ニュース号外を 世田谷区全域へ配布

9月23日に世田谷区新聞販売同業組合のご協力で協議会ニュースを区内全域に配布することが出来ました。

区民の皆様より以下のような意見をいただきました。

- 近くに住みながらあまり関心を持っていませんでしたが、オウム信者が居住するマンションの様子を知りびっくりしました。これからは活動を応援したい。
- あまり危険を感じないため、他人ごとと思っていたが自分にも何かできるのでは……。
- 区議会がもっと先頭に立って反対運動をしてほしい。
- 小さい子どもが居て、これからその子たちにオウム信者の動きや、なぜ反対するのかを教えて行かねばならないと思う。心の準備をして親として対応してゆきたい。

住民協議会活動報告

- 8月25日（日）「観察処分」延長の街頭署名
- 8月26日（月）協議会ニュース19号発行
- 8月28日（水）広報部会
- 9月3日（火）「観察処分」延長の要請で公安調査庁訪問
- 9月9日（月）広報部会 全区配布「号外」について
- 9月14日（土）企画部会
- 9月14日（土）広報部会 全区配布「号外」校正

東京地裁は01年6月、処分を合憲と判断したうえで、「観察処分には無差別大量殺人行為の準備を始める具体的危険」が必要と指摘し、合憲と認められる範囲を限定的に解釈した。公安審査側の「現実的危険そのものは要求されない」との主張については「法解釈を誤っている」と退けた。

観察処分

99年12月施行の「無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律」（団体規制法）に基づく処分。最長3年間。期間中は公安調査官や警察官が対象団体に立ち入り検査できる。

適用要件は、①事件の首謀者が影響力をもつ②事件に関与した者が今も役員か構成員③事件時の役員がいまも役員④殺人を勧める綱領を保持⑤無差別大量殺人に及ぶ危険性一のいずれかに該当し、団体の活動状況を継続して明らかにする必要がある場合。更新する場合も要件は同じ。

02年10月7日（月）朝日新聞 朝刊より抜粋

GSハイム烏山で計画された 「A2」上映会とトークショーは中止に！

「Aの庭」実行委員会という組織の主催により、GSハイム烏山の敷地内でオウム真理教を題材にした「A2」の上映会とトークショーが8月24日に計画されていたが、最終的にはGSハイム敷地での開催は中止された。

GSハイムの一般居住者や周辺住民にとって、開催を事前に中止することが最大のテーマであったことは言うまでもない。この上映会とトークショーが中止になったのは、GSハイムの一般居住者全員の一致団結した行動の結果である。

オウム監視小屋当番 一体験レポート

7月3日広報委員会からオウム見張り小屋へ行きました。「身に危険を感じたら逃げてくださいね」と世田谷区の職員からパトロールにあたっての注意をうけ、少し緊張しましたが、見張り用のイスに案内されると、制服の警察官の他にも私服の公安の警察官が2人いらして安心感があります。

私たちの仕事は道場や住居に入りする人物を記録することです。意外にも多くの信者が歩いており、礼儀正しく挨拶して通るには驚きました。見張りは信者たちに「あなたたちは多くの人々に監視されているんだよ」と知らせることを目的として、地域の方々やPTAが地域や子どもたちの安全を守るために活動しています。（現在は24の団体が交代で行っています）烏山PTAでは前会長の小田さんをはじめ現本部役員の方たちが、協議会、署名運動などに出席、参加してくださっています。私たちもPTAの一員として参加、協力していきたいです。（烏山中学校PTA広報誌「北斗星」より）

- 9月18日（水）実行委員会
- 9月23日（月）全区配布「号外」発行
- 9月24日（火）「号外」への意見を聞くため電話番
- 10月8日（火）広報部会 協議会ニュース20号校正
- 10月11日（金）広報部会
協議会ニュース20号校正と21号について
- 10月12日（土）企画部会
- 10月16日（水）住民協議会

協議会ホームページアドレス <http://www.kyogikai.jp>

この協議会ニュースは、皆様の募金により発行されています。